

個別規程 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ

令和元年 12 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約の単位)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジには、契約者が指定するセンサーの管理単位毎に必要となる「親たる契約」及び一のセンサー毎に必要となる「子たる契約」があります。

2 当社は、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの場合にあつては、契約者が指定する一のセンサーの管理単位毎に一の親たる契約及び一のセンサー毎に一の子たる契約の IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約」といいます。)を締結します。

第 2 条(種類)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
Arbor Edge Defense	IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジにおいて当社が貸与する機器、当社が別途販売する機器又は契約者が自ら調達する機器(以下この個別規程において、これらの機器を併せて「センサー」といいます。)として NETSCOUT 社製 Arbor Edge Defense を用いるもの

第 3 条(親たる契約の品目)

親たる契約には、次の品目(以下この個別規程において「親たる契約の品目」といいます。)があります。

親たる契約の品目	内容
ハイブリッド	監視対象ネットワークに対する不正な侵入、攻撃等を検知又は防御するものであって、当社が提供する IIJ DDoS プロテクションサービスとの連携が可能なもの

スタンドアローン	監視対象ネットワークに対する不正な侵入、攻撃等を検知又は防御するもの
----------	------------------------------------

第4条(子たる契約の品目等)

子たる契約には、次の品目(以下この個別規程において「子たる契約の品目」といいます。)があります。

子たる契約の品目	内容
レンタル	当社が貸与するセンサー(以下この個別規程において「貸与センサー」といいます。)を用いるもの
販売	当社が別途販売するセンサーを用いるもの
持込	契約者が自ら調達するセンサーを用いるもの

2子たる契約には、次の機器種別(以下この個別規程において「機器種別」といいます。)があります。

機器種別区分	機器種別	内容
I	AED-2600(1GE-Copper)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2600、標準搭載インタフェースカードを 1GE-Copper とするもの
	AED-2600(1GE-SX)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2600、標準搭載インタフェースカードを 1GE-SX とするもの
	AED-2600(1GE-LX)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2600、標準搭載インタフェースカードを 1GE-LX とするもの
	AED-2600(10GE-SR)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2600、標準搭載インタフェースカードを 10GE-SR とするもの
	AED-2600(10GE-LR)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2600、標準搭載インタフェースカードを 10GE-LR とするもの
II	AED-2800(1GE-Copper)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2800、標準搭載インタフェースカードを 1GE-Copper とするもの
	AED-2800(1GE-SX)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2800、標準搭載インタフェースカードを 1GE-SX とするもの
	AED-2800(1GE-LX)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2800、標準搭載インタフェースカードを 1GE-LX とするもの
	AED-2800(10GE-SR)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2800、標準搭載インタフェースカードを 10GE-SR とするもの

	AED-2800(10GE-LR)	機器を NETSCOUT 社製 AED-2800、標準搭載インタフェースカードを 10GE-LR とするもの
--	-------------------	--

3 子たる契約には、機器種別区分に応じて次の帯域(以下この個別規程において「帯域」といいます。)があります。

機器種別区分	帯域	内容
I	100Mbps	センサーを通過する通信量の合計が 100Mbps までのもの
	250Mbps	センサーを通過する通信量の合計が 250Mbps までのもの
	500Mbps	センサーを通過する通信量の合計が 500Mbps までのもの
	1Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 1Gbps までのもの
	2Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 2Gbps までのもの
	5Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 5Gbps までのもの
	10Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 10Gbps までのもの
	15Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 15Gbps までのもの
	20Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 20Gbps までのもの
II	10Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 10Gbps までのもの
	20Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 20Gbps までのもの
	30Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 30Gbps までのもの
	40Gbps	センサーを通過する通信量の合計が 40Gbps までのもの

第 5 条(最低利用期間)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約における最低利用期間及びその起算日は、以下のとおりとします。

- (1) 親たる契約に係る IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の最低利用期間は 1 年、その起算日は親たる契約の課金開始日
- (2) 子たる契約の品目をレンタルとする子たる契約に係る IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の最低利用期間は 1 年、3 年又は 4 年、その起算日は子たる契約の課金開始日
- (3) 子たる契約の品目を販売又は持込とする子たる契約に係る IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の最低利用期間はありません

2 前項の規定にかかわらず、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の契約期間中に第 8 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号又は 3 号の規定に基づく機器種別の変更があった場合には、1 年、3 年又は 4 年の最低利用期間が新たに設定されるものとします。

第 6 条 (IP アドレスの特定)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者は、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約において、当社が当該サービスの運用、維持管理に使用するための IP アドレスを指定するものとします。

3 契約者は、前項に基づき指定した以外の IP アドレスを使用して IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジを利用することはできません。

第 7 条 (利用条件)

契約者は IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) センサーの運用監視を行うための接続環境の用意
- (2) センサーを設置、稼動することができる電源及び場所の確保
- (3) 運用監視を行うための接続以外に用いるネットワークケーブルの用意
- (4) センサーの運用ポリシーの決定
- (5) 対象ネットワークに対して外部から攻撃があった場合の具体的対応
- (6) 前 5 号の他当社が個別に指定するもの

2 子たる契約の品目が販売又は持込であって、センサーが NETSCOUT 社製である場合、契約時点において、契約者が NETSCOUT 社と締結している当該センサー及び Arbor Edge Defense の保守契約が有効期間内である必要があります。また、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの利用期間中は、当該センサーの保守契約を継続していただく必要があります。

3 前 2 項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 8 条 (契約内容の変更)

契約者は、親たる契約の品目について、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の内容の変更を請求することができるものとします。

2 契約者は、子たる契約の機器種別について、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の内容の変更を請求することができるものとします。ただし、以下の各号に掲げる事項を満たす場合に限りです。

- (1) NETSCOUT AED-2600 アプライアンスから NETSCOUT AED-2800 アプライアンスへの変更であること
- (2) 子たる契約に係る IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の最低利用期間を経過していること

3 契約者は、子たる契約の帯域について、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約の内容の変更を請求することができるものとします。ただし、広帯域への変更に限りません。

第 9 条(機器の管理)

契約者は、センサーにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、センサーの停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与センサーについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で貸与センサーを使用しないこと
- (4) 貸与センサーを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して貸与センサーを亡失し又は毀損したときは、当該貸与センサーの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジ契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に貸与センサーを当社に返還するものとします。

第 10 条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、貸与センサーに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該貸与センサーを当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該貸与センサーの修理又は交換を行うものとします。ただし、当該故障が軽微なものである場合には、当社の指示に従い、契約者に対応していただくことがあります。

3 第 1 項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果貸与センサーに故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(2)に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(亡失品に関する措置)

契約者は、貸与センサーを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 当社は、亡失品(第9条(機器の管理)第3項に定める返還がなかった場合の当該貸与センサーを含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第9条(機器の管理)第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第12条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジには、次のオプションサービスがあります。

- (1) インタフェース増設オプション
子たる契約の品目をレンタルとするセンサーのうち当社が指定する機器において、ネットワークインタフェース数を拡張するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基
づき提供するもの
- (2) オンサイト保守オプション
子たる契約の品目をレンタルとするセンサーのうち当社が指定する機器において、セン
サー故障時の対応をオンサイト保守に変更するオプションサービスであって、当社が別途
定める仕様に基
づき提供するもの
- (3) 現地作業オプション
センサーの設置場所において、当社が構成の変更又は設定等の作業を行うオプションサ
ービスであって、当社が別途定める内容及び仕様に基
づき提供するもの
- (4) 時間外現地インストールオプション
初期導入時におけるセンサーの現地での設置及び設定作業を、当社営業時間外に行う際
に追加するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基
づき提供するもの
- (5) 時間外設定変更オプション

当社の営業時間外に遠隔でセンサーの設定変更を行うオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(6) 冗長化(A/A)オプション

冗長化のためのセンサーを追加することができるオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(7) 拡張サポートオプション

運用サポートの対応時間を拡張するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

3 インタフェース増設オプション、オンサイト保守オプション、冗長化(A/A)オプション及び拡張サポートオプションの利用における最低利用期間は1年とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第13条(解除の効力が生ずる日)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第14条(料金)

契約者が、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第15条(最低利用期間内解除調定)

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

第 16 条(機能の制限及び保証の限定)

通信環境が当社以外の者によって提供されている場合にあっては、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの機能の一部が制限される場合があります。

2 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジは、監視対象ネットワーク及び契約者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼす場合があります。

3 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジは、監視対象ネットワークの DDoS 攻撃を全て検知し制御すること及び DDoS 攻撃が発生しないことを保証するものではありません。

4 センサーの設定及び設定の変更に関し、当社はコンサルティングを行います。当該設定及び設定の変更の内容決定は契約者に行っていただきます。

5 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジは、監視対象ネットワークへの侵入、攻撃の検知並びに防御機能が、完全性、正確性、契約者への利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。

6 契約者は、当社がセンサー及び保守等の調達に関し契約を締結する当社の委託先に対し、いかなる損害賠償請求も行わないものとします。

7 契約者が IPv6 アドレスを利用する場合には、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの機能の一部が制限されることがあります。

第 17 条(情報の統計解析及び提供)

当社は、IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの提供を通じて得られた、監視対象ネットワークへの侵入、攻撃、防御等に関する情報を、個別の契約者に係る情報を特定できない態様に加工した上、当社のサービスの利用者全体に対して提供することができるものとします。

附則

令和元年 12 月 1 日施行

この契約約款は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジにおける料金等 [第 14 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

インタフェース増設オプション、オンサイト保守オプション、現地作業オプション、時間外現地インストールオプション、時間外設定変更オプション、冗長化(A/A)オプション及び拡張サポートオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ DDoS プロテクションサービス/エッジの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

インタフェース増設オプション、オンサイト保守オプション、冗長化(A/A)オプション及び拡張サポートオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 8 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に基づく機器種別の変更又は第 8 条(契約内容の変更)第 1 項第 3 号に基づく帯域の変更において、契約者が指定する場所における作業が必要な場合は、当社が別途契約者に示す金額

(2) 第 10 条(故障が生じた場合の措置)第 3 項に基づく貸与センサーの故障等にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(3) 第 11 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 15 条関係]

1 第 15 条第 1 項関係

第 5 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 15 条第 2 項関係

第 12 条(オプションサービス)第 4 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額